



相続人がないときの遺産

- 1 私が相談を受けた事案です(以下「本件」といいます)。ひとり住まいの借家人が死亡し、相続人に連絡をとろうとして相続人を「検索」したところ、相続人がないことが判明しました。相続人の検索は戸籍謄本でします。
- 2 ところで、相続人の「不存在」とされるのに二つの場合が想定されます。その一は本当に相続人がいるかいないか判然としない場合であり、その二は相続人は存在するが相続人全員が相続放棄をした場合です。本件は前者でした。
- 3 前項で「相続人がいるかいないか判然としない場合」といいました。一般論としては、どんなにさがしても相続人が見当たらないことから相続人不存在と断定してよいのではないかと考えられます。
- 4 しかし、戸籍の記載がないから相続人が「不存在」と断定してよいかどうか。「ない」すなわち「不存在」という断定は実は不可能です。

前に述べたように、相続人は、順に、被相続人の子、孫など直系卑属、直系尊属(最も近い直系尊属)、兄弟姉妹、兄弟姉妹が既に死亡しているときのその子(甥・姪)までです。そして、配偶者は常にこれらの者とともに相続人です。これらの者が戸籍上認められない場合に、相続人が絶対に存在しないと断定してよいか。
- 5 被相続人に、認知されない子(仮に「A」とします。非嫡出子)がある場合、Aは被相続人の死後3年以内に認知請求ができます(民法は3年経過したら認知請求できないという定め方 民法787条)。
- 6 私が経験した事例では、B女の婚外の子(婚外子)をB女の姉のC女の子(実子 嫡出子)とし

て出生届をした例がありました(今は、いわゆるシングルマザーを堂々と表明することも少なくありませんが、昔は「世間体」を気にしたのではないのでしょうか)。

- 7 ということ、戸籍上で相続人が発見できないからといって相続人が絶対にいないと断定することはできません。法律とはかように微妙なものです。そこで、戸籍上相続人が認められないからといって相続人がいないと絶対に断定できないながらも戸籍上相続人が認められない場合を「相続人不存在」として手続を進めようということになります(以下、「相続人不存在」をこの意味でつかいます)。
- 8 相続人が不存在ですと、遺産(相続財産)は法人とされ、利害関係人または検察官の請求で家庭裁判所が相続財産管理人を選任します。

相続財産管理人は相続財産を管理し、相続人を検索します。検索は、相続財産管理人または検察官の請求により家庭裁判所が相続人があるならば一定期間内(6か月を下らない一定の期間)に権利を主張するように公告してします。ここに、「権利を主張」という表現が上記からして微妙であることを知ることができます。
- 9 そして、上記の期間内に権利を主張する者がないと、次項の清算のあと相続財産は国庫に帰属します(以上、民法第951条以下)。
- 10 相続財産管理人は、管理手続の中で、例えば家主(建物賃貸人)に対する被相続人(相続人が「不存在」なのに被相続人というのは表現についての法律上の約束ごと)の未払い家賃、多分家主が立て替えたであろう葬儀費用、被相続人の借金債務などを清算します。
- 11 相続人(未認知も含む。)でない者で被相続人と特別の縁故ある者について次にのべます。